第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,630,000

(注) 「当銀行の発行する株式の総数は、101,767,000株とし、このうち100,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、250,000株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度の末日までに第一種優先株式32,000株、第三種優先株式105,000株がそれぞれ普通株式に 転換されております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成17年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年 6 月30日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	55,212,947	同左		議決権あり (注) 1
第一種優先株式	35,000	同左		(注) 1 ,2
第二種優先株式	100,000	同左		(注) 3
第三種優先株式	695,000	同左		(注) 1 ,4
第1回第六種優先株式	70,001	同左		(注) 5
計	56,112,948	同左		

⁽注) 1 提出日現在の発行数には、平成17年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(第一種優先株主および第一種優先株式の登録質権者を以下「第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式 1 株につき10,500円を上限として中間配当金を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第一種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

当行は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与 えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

発行日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

分転換価額

転換価額は952,400円とする。

回転換価額の修正

転換価額は、平成15年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株 式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平 均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記〇により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記〇により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は〇に準じて調整される。

◇転換価額の調整

③第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

転換価額 = 転換価額 ×

既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもっ て普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- **⑥合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記** に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記②に準じて調整される。

- ①転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ②転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ⊖転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額 すべき普通株式数 = 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 動転換により発行する株式の内容
 - 当行普通株式
- ◇転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑤転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記◇の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

一斉転換

- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。
- ©上記①の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(第二種優先株主および第二種優先株式の登録質権者を以下「第二種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第二種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式 1 株につき28,500円を上限として中間配当金を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先 株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

当行は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第二種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与 えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

分当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が952,400円(ただし、下記〇により調整される)を下回る場合には、952,400円をもって当初転換価額とする。

回転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株 式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平 均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が952,400円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記〇により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記〇により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は〇に準じて調整される。

◇転換価額の調整

③第二種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数 × 1 株当りの払込金額 × 時価

調整後 = 調整前 ×-転換価額 転換価額 ×-

既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式 分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当 該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもっ て普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
 - 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- **⑥合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記** に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ©転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
 - ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記②に準じて調整される。
- ①転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑥転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

⊜転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

動転換により発行する株式の内容

当行普诵株式

○転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

①転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記◇の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

一斉転換

- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。
- ◎上記②の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(第三種優先株主および第三種優先株式の登録質権者を以下「第三種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第三種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第三種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。
- (口)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式 1 株につき13,700円を上限として中間配当金を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先 株式1株につき1,000,000円を支払う。
- (b) 第三種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

当行は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第三種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与 えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

発行日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

金宝換価額

第三種優先株式は、644,200円の転換価額で普通株式に転換することができる。

回転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引 所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎 日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が251,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記⊘により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

◇転換価額の調整

③第三種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

新発行の普通株式数 × 1 株当りの払込金額時価既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数

転換価額 転換価額 × ——

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式 分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当 該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもっ て普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

⑥ただし、上記回に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記回により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

- ©合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ①転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- ②転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ①転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ⑧転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記②()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記②()の場合には0円、上記②()の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額及び行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。

○下限転換価額の調整

上記○により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記○©により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記○⑥に定める場合には、調整後転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

母転換により発行すべき普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額 すべき普通株式数 = 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- ◇転換により発行する株式の内容
 - 当行普通株式
- ⑤転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

受転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記①の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

一斉転換

- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式となる。
- 回上記①の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当行は、利益配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録質権者(第1回第六種優先株主および第1回第六種優先株式の登録質権者を以下「第1回第六種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。
- (b) ある営業年度において、第1回第六種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第1回第六種優先株主等に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1 回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主等に対しては、上記(a)のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

- (a) 当行は、いつでも第1回第六種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買 入価額により消却することができる。
- (b) 当行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式 1株につき3,000,000円で第1回第六種優先株式の一部又は全部を償還することができる。一部を 償還するときは、抽選その他の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議 案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が 定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決 議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当行は、第1回第六種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年 3 月30日 (注) 1	383,380	416,620	19,169,000	20,831,000	4,881,466	4,881,466
平成13年 6 月28日 (注) 2		416,620		20,831,000	4,881,454	12
平成15年3月13日 (注)3	1,245,000	1,661,620	32,121,000	52,952,000	32,121,000	32,121,012
平成15年3月14日 (注)4	1,080,000	2,741,620	27,864,000	80,816,000	27,864,000	59,985,012
平成15年3月17日 (注)5	53,037,185	55,778,805	479,169,000	559,985,000	819,708,265	879,693,278
平成16年4月1日 (注)6		55,778,805		559,985,000	220,966,394	658,726,883
平成16年9月21日 (注)7	2	55,778,807		559,985,000	246,205,398	904,932,281
平成17年 3 月30日 (注) 8	70,001	55,848,808	105,001,500	664,986,500	105,001,500	1,009,933,781
平成16年4月1日~ 平成17年3月31日 (注)9	264,140	56,112,948		664,986,500		1,009,933,781

- (注) 1 平成13年2月26日開催の臨時株主総会の特別決議により、発行済株式の383,380株を無償で取得し消却 することにより減資を行い、前期繰越損失を補てんしたものであります。減資額と欠損てん補額の差額に ついては資本準備金(減資差益)として積み立てております。
 - 2 欠損てん補
 - 3 有償第三者割当 普通株式 発行価格 51,600円 資本組入額 25,800円
 - 4 有償第三者割当 普通株式 発行価格 51,600円 資本組入額 25,800円
 - 5 旧株式会社三井住友銀行との合併(合併比率 1:0.007)
 - 6 一部の子会社の管理営業を承継させる新設分割によるものであります。
 - 7 グループ会社再編にかかる株式交換によるものであります。
 - 8 有償第三者割当 第1回第六種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円
 - 9 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株それぞれ減少し、普通株式が401,140株増加いたしました。

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月2日 (注)1	3,273,423	6,581,485	523,851,903	1,276,700,535	991,326,846	1,634,407,041
平成14年3月9日 (注)2		6,581,485		1,276,700,535	357,614,600	1,276,792,441
平成14年 3 月15日 (注) 3		6,581,485		1,276,700,535	11,999	1,276,804,441
平成13年4月1日~ 平成14年3月31日 (注)4	91,324	6,672,810	50,045,649	1,326,746,185	49,954,350	1,326,758,792
平成13年4月1日~ 平成14年3月31日 (注)5	3,614	6,676,424		1,326,746,185		1,326,758,792
平成15年2月3日 (注)6		6,676,424	494,100,000	832,646,185		1,326,758,792
平成15年2月5日 (注)7	313,556	6,989,980		832,646,185	94,680,114	1,421,438,907
平成15年 2 月12日 (注) 8	454,078	7,444,059	75,377,039	908,023,224	74,922,960	1,496,361,867
平成15年 3 月13日 (注) 9	961,538	8,405,597	149,999,999	1,058,023,224	149,999,999	1,646,361,867

- (注) 1 旧株式会社さくら銀行との合併(合併比率 1:0.6)
 - 2 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づく資本準備金の取り崩し
 - 3 エスエムビーシー資産管理サービス株式会社(当行の100%出資子会社)との合併
 - 4 転換社債の普通株式への転換
 - 5 優先株式の普通株式への転換
 - 6 管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少
 - 7 エスエムビーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加
 - 8 有償第三者割当 普通株式 発行価格 331円 資本組入額 166円
 - 9 有償第三者割当 普通株式 発行価格 312円 資本組入額 156円

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(平成17年3月31日現在)

	(1 次 1 平 3 7 3 0 1 日							1-701 /	
		株式の状況							
区分	政府及び	金融機関	红光人社	その他の	外国法	去人等	個人	÷⊥	端株の 状況
	地方公共 団体	並熙(幾)美	証分会性	個人以外	個人	その他	計	17770	
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				55,212,947				55,212,947	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第一種優先株式

(平成17年3月31日現在)

	(十)以17年3月31日:							12/01X/	
		株式の状況							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国法	去人等	個人	計	端株の 状況
	団体	立門式成美	11.分云红	法人	個人以外	個人	その他	āΙ	
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				35,000				35,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第二種優先株式

(平成17年3月31日現在)

	(17%.11 373011								
		株式の状況							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	証券会社	その他の	外国法	去人等	個人	計	端株の 状況
	団体	立門式が入り美力	延分云社	法人 個人以外 個人	個人	その他	āl		
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				100,000				100,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第三種優先株式

(平成17年3月31日現在)

	(十成11年3730日							7012	
		株式の状況							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	红光人社	その他の	外国法	去人等	個人その他	計	端株の 状況
	団体	並	业分会任 x+ i	個人以外	個人	その他	ĒΤ		
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				695,000				695,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第1回第六種優先株式

(平成17年3月31日現在)

	(1%17-37)010							701-7	
		株式の状況							
区分	政府及び 地方公共	金融機関	红光人社	その他の	外国法	去人等	個人	÷⊥	端株の 状況
	団体	立門機送	业分会任 + +	個人以外	個人	その他	計	1,175	
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				70,001				70,001	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(平成17年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	55,212,947	100.00
計		55,212,947	100.00

第一種優先株式

(平成17年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目 1番 2号	35,000	100.00
計		35,000	100.00

第二種優先株式

(平成17年3月31日現在)

			<u>(1 2% 11 1 2 7 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 </u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目 1番 2号	100,000	100.00
計		100,000	100.00

第三種優先株式

(平成17年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	695,000	100.00
計		695,000	100.00

第1回第六種優先株式

(平成17年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目 1番 2号	70,001	100.00
計		70,001	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成17年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 900,001		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,212,947	55,212,947	
端株			(注)
発行済株式総数	56,112,948		
総株主の議決権		55,212,947	

(注) 「1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。」旨定款に定めております。

【自己株式等】

該当ありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】 該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】 該当ありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

(平成17年6月29日現在)

	(
区分	株式の種類	株式数(株)		価額の総額(円)	
	第一種優先株式	上限	35,000	上限	300,000,000,000
ウコサギ取得に移った詳	第二種優先株式	上限	100,000	上限	300,000,000,000
自己株式取得に係る決議	第三種優先株式	上限	695,000	上限	300,000,000,000
		合算上限	830,000	合算上限	300,000,000,000

- (注) 1 商法第289条第 2 項及び銀行法第18条第 2 項の規定に基づき、資本準備金3,449億円を減少しその他資本 剰余金に振り替える旨、当定時株主総会において別途決議しており、当該資本準備金減少の効力発生を条件として、自己株式を取得する枠を設定するものとしております。
 - 2 完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループから取得するものとしております。
 - 3 当該授権株式数を当定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式総数で除した割合は92.22%であります。

なお、当定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式総数からは、平成17年6月1日から当定 時株主総会終結日までに優先株式の転換により減少した株式数は控除されておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して配当を行っております。

当事業年度は、株式会社三井住友フィナンシャルグループが安定的に配当を実施する所要額として、普通株式の中間配当金として1株当たり683円(配当金額37,710百万円)、第一種~第三種優先株式の中間配当金としてそれぞれ所定の年間配当金額全額(12,739百万円)を支払っております。

なお、普通株式の期末配当金については支払わないこととし、第1回第六種優先株式の期末配当金については所定の金額(33百万円)を支払うことといたしました。

(注) 当事業年度の中間配当に関する取締役会決議日 平成17年3月28日(中間配当基準日 毎年12月31日)

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

(2) 第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

(3) 第二種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

(4) 第三種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

(5) 第1回第六種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

5 【役員の状況】

(平成17年6月30日現在)

役名及び職名 氏名 生年月日 略歴 昭和44年4月 株式会社三井銀行入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員	所有株式数 (株)
平成9年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任	
平成11年6月 同取締役辞任	
平成11年6月 同執行役員	
平成12年4月 同常務執行役員	
平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員	
平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼	常務執行役
平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 取締役会長 ルル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	会社わかし
取締役会長 (代表取締役) 北 山 禎 介 昭和21年10月26日生 平成15年6月 執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグ 執行役員	ループ専務
株式会社三井住友銀行専務取締役兼員	専務執行役
平成16年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグ 長執行役員	ループ副社
平成16年 6 月 株式会社三井住友銀行取締役辞任	
平成16年 6 月 株式会社三井住友フィナンシャルグ 役副社長	ループ取締
平成17年6月 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現	3 日本 /
昭和43年4月 株式会社住友銀行入行	т нц х <i>)</i>
平成6年6月 同取締役	
平成10年11月 同常務取締役	
平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員	
平成13年1月 同専務取締役兼専務執行役員	
平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼	專務執行役
頭取	
(代表取締役) 兼 正 之 昭和19年12月 2 日生 平成14年12月 同取締役辞任	
最高執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグ。 取締役	ループ専務
平成15年 6 月 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭	取執行役員
平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグ 役会長(現職)	ループ取締
株式会社三井住友銀行頭取兼最高執 (現職)	行役員
昭和45年4月 株式会社住友銀行入行	
平成9年6月 同取締役	
平成11年6月 同取締役辞任	
平成11年6月 同執行役員	
副頭取 平成13年1月 同常務執行役員	
(代表取締役) 兼 月 原 紘 一 昭和22年10月25日生 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員	
副頭取執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式: お銀行)常務執行役員	会社わかし
平成15年6月 同常務取締役兼常務執行役員	
平成16年4月 同専務取締役兼専務執行役員	
平成17年6月 同副頭取兼副頭取執行役員(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (株)
			昭和45年4月	株式会社住友銀行入行	
		平成9年6月	同取締役		
		平成11年6月	同取締役辞任		
		平成11年6月	 同執行役員		
			平成13年1月	 同常務執行役員	
			平成13年4月	 株式会社三井住友銀行常務執行役員	
副頭取 (代表取締役)	平 澤 正 英	昭和22年 9 月15日生	平成14年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長	
兼 副頭取執行役員		哈州22年9月13日土	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし お銀行)常務執行役員	
			平成15年 6 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	
				株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役 員	
			平成16年4月	同専務取締役兼専務執行役員	
l			平成17年6月	同副頭取兼副頭取執行役員(現職)	
			昭和45年4月	株式会社三井銀行入行	
			平成10年6月	株式会社さくら銀行取締役	
			平成11年6月	同取締役辞任	
			平成11年6月	 同執行役員	
			平成13年4月	株式会社三井住友銀行常務執行役員	
副頭取		昭和23年3月3日生	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
(代表取締役)	 矢 作 光 明			お銀行)常務執行役員	
兼 副頭取執行役員			平成15年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締 役	
				株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員	
			平成16年4月	同専務取締役兼専務執行役員	
			平成17年6月	同副頭取兼副頭取執行役員(現職)	
			平成17年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締 役退任	
			昭和46年4月	株式会社住友銀行入行	
			平成10年6月	同取締役	
			平成11年6月	同取締役辞任	
専務取締役			平成11年6月	同執行役員	
(代表取締役)		昭和24年 2 月26日生	平成13年4月	株式会社三井住友銀行執行役員	
兼	小 4	н д үн 2 + + + 2 / 20 1 	平成14年6月	同常務執行役員	
専務執行役員			平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし お銀行)常務執行役員	
			平成16年4月	同常務取締役兼常務執行役員	
			平成17年6月	同専務取締役兼専務執行役員(現職)	
			昭和46年4月	株式会社住友銀行入行	
			平成10年6月	同取締役	
			平成11年6月	同取締役辞任	
古农邢岭机			平成11年6月	 同執行役員	
専務取締役 (代表取締役) 中野健二 兼 専務執行役員		matioo/# o □ 40□#	平成13年4月	 株式会社三井住友銀行執行役員	
	中 野 健_郎 	昭和22年8月13日生	平成14年6月	同常務執行役員	
			平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし お銀行)常務執行役員	
			平成16年4月		
			平成16年4月 平成17年6月	同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	

役名及び職名		氏	:名		生年月日		略歴	所有株式数 (株)
						昭和46年6月	株式会社三井銀行入行	
						平成12年4月	株式会社さくら銀行執行役員	
						平成13年4月	株式会社三井住友銀行執行役員	
専務取締役						平成14年6月	同常務執行役員	
(代表取締役)	西	Ш		茂	昭和23年3月4日生	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
兼 	_	_		,,,	.дүн20 ү 0 / 3 . д 2		お銀行)常務執行役員	
専務執行役員						平成16年4月	同常務取締役兼常務執行役員	
						平成17年6月	同専務取締役兼専務執行役員(現職)	
						平成17年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締 (役(現職)	
						昭和46年4月		
						平成11年6月	株式会社ニ弁銀11八11 株式会社さくら銀行執行役員	
						平成11年6月	株式会社さくら越行執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員	
専務取締役						平成13年4月		
(代表取締役)		松		均	昭和23年7月7日生	平成14年6月	四帝份執1112貝 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
兼	"	14		5		「流い牛ュロ	林式芸社二升任久載刊(旧商与林式芸社わかり お銀行)常務執行役員	
専務執行役員						平成16年4月	同常務取締役兼常務執行役員	
						平成17年6月	同専務取締役兼専務執行役員 アジア本部長委	
							嘱(現職)	
						昭和47年4月	株式会社住友銀行入行	
						平成11年10月	同執行役員	
常務取締役						平成13年4月	株式会社三井住友銀行執行役員	
兼	相	亰	重	信	昭和24年10月1日生	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
常務執行役員							お銀行)執行役員	
						平成15年6月	同常務執行役員 本店第一営業本部長委嘱	
						平成17年6月	同常務取締役兼常務執行役員(現職)	
						昭和47年4月	株式会社三井銀行入行	
						平成12年4月	株式会社さくら銀行執行役員	
常務取締役						平成13年4月	株式会社三井住友銀行執行役員	
兼	遠	藤		修	昭和24年12月1日生	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
常務執行役員							お銀行)執行役員	
						平成15年6月	同常務執行役員 本店第二営業本部長委嘱	
						平成17年 6 月 昭和37年12月	同常務取締役兼常務執行役員(現職) アーサーアンダーセン入社	
						昭和37年12月 昭和61年9月	アーリーアンターセン八社 同社日本代表	
						ᇣᄱᄱᄓᅮᆿᄼ	回紅口本代表 英和監査法人	
						平成3年10日	并上斎藤英和監査法人 理事長	
						平成 5 年10月	朝日監査法人 専務理事	
						+10C3 +10C3	アーサーアンダーセン 日本副代表	
						平成11年5月	朝日監査法人 専務理事退任	
取締役	山	内	悦	嗣	昭和12年6月30日生	平成11年6月	同社退職	
		. •	., 0			'	アーサーアンダーセン退職	
						平成11年6月	株式会社住友銀行取締役	
						平成13年4月	株式会社三井住友銀行取締役	
						平成14年12月	同取締役辞任	
						平成14年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締	
							役(現職)	
						平成17年6月	株式会社三井住友銀行取締役(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (株)
			昭和41年4月	弁護士登録(現職)	
			昭和54年4月	古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー (現職)	
			(昭和59年4月)	(上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」 と改称)	
			平成3年9月	こいこう ミシガン大学ロースクール客員教授	
取締役	山川洋一郎	昭和16年7月21日生	平成 4 年10月	 同大学ロースクール客員教授退任	
			平成13年6月	株式会社三井住友銀行取締役	
			平成14年12月	同取締役辞任	
			平成14年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締	
				役(現職)	
			平成17年6月	株式会社三井住友銀行取締役(現職)	
			昭和49年4月	株式会社三井銀行入行	
			平成12年4月	株式会社さくら銀行商業銀行ディビジョンカン	
				パニー支店営業グループ業務推進部長兼業務推 進第一部長	
			平成12年10月	 同商業銀行ディビジョンカンパニー統括部業務	
		2 超和27年3月27日生		推進部長兼個人業務グループ個人統括部支店業 務部長	
常任監査役	永 原 義 之		平成13年4月	株式会社三井住友銀行コンシューマー営業部長 兼本店上席調査役	
			平成13年10月	同日本橋東法人営業第一部長	
			平成14年7月	 同日本橋東法人営業部長	
			平成15年3月	┃ ┃株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
				お銀行)日本橋東法人営業部長	
			平成15年6月	同執行役員	
			平成17年6月	同常任監査役(現職)	
			昭和50年4月	株式会社住友銀行入行	
			平成12年4月	同東京営業本部東京営業第二部長	
			平成13年4月	株式会社三井住友銀行本店営業第五部長	
常任監査役	松本龍昌	昭和27年11月13日生	平成14年6月	同人形町法人営業部長	
ХЕФПП	14 平 ル 目	*山州47年11万13日土	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
				お銀行)人形町法人営業部長	
			平成16年4月	同業務監査部上席考査役	
			平成16年6月	同常任監査役(現職)	
			昭和28年4月	京都地方裁判所判事補任官	
			昭和63年2月	最高裁判所事務総長	
			平成元年11月	東京高等裁判所長官	
			平成3年5月	最高裁判所判事	
			平成10年9月	退官	
監査役	大西勝也	昭和3年9月10日生	平成10年11月	弁護士登録(現職)	
监旦仅		HUND I STORET	平成12年6月	株式会社住友銀行監査役	
			平成13年4月	 株式会社三井住友銀行監査役	
			平成14年12月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査 (役(現職)	
			平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし お銀行)監査役(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (株)
			昭和45年5月	株式会社住友銀行入行	
			平成9年6月	同取締役	
			平成11年6月	同取締役辞任	
			平成11年6月	同執行役員	
			平成13年1月	同常務執行役員	
			平成13年4月	株式会社三井住友銀行常務執行役員	
FF (D		-77	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし	
監査役	石田浩二	昭和22年6月22日生		お銀行)常務執行役員	
			平成15年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務	
				執行役員	
			平成15年6月	同常務取締役	
			平成16年4月	同専務取締役	
			平成17年6月	同取締役退任	
				同常任監查役(現職)	
			-77	株式会社三井住友銀行監査役(現職)	
			昭和47年4月	株式会社三井銀行入行	
			平成12年4月	株式会社さくら銀行執行役員	
			平成13年4月	株式会社三井住友銀行執行役員 アジア本部長 委嘱	
監査役	小林貞雄	昭和24年6月9日生	平成15年3月	株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかし お銀行)執行役員 アジア本部長委嘱	
			平成15年6月	同執行役員	
			平成15年6月	 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任	
				監査役(現職)	
				株式会社三井住友銀行監査役(現職)	
計					

- (注) 1 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
 - 2 監査役 大西勝也氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める 社外監査役の要件を満たしております。
 - 3 当行は執行役員制度を導入しております。平成17年6月30日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成は以下のとおりであります。

常務執行役員13名執行役員45名

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題のひとつと位置づけており、以下の「経営理念」及び三井住友フィナンシャルグループの共通理念である「ビジネス・エシックス(企業倫理)」の遵守を通じて、健全経営の堅持、株主価値の永続的な向上、社会の健全な発展への貢献等の実現に努めております。

(経営理念)

お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。

事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

(ビジネス・エシックス(企業倫理))

お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。

そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供 することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。

そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。

そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に 貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。

そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な 企業風土を醸成します。

コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。

そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス(企業倫理) を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や 社会の良識に則した企業集団を確立します。

(2) 会社の機関・内部統制システム

(役員の状況)

当行では監査役制度を採用しております。

役員は取締役13名、監査役5名の体制となっており、このうち取締役2名、監査役1名は社外からの選任であります(平成17年6月末現在)。

社外取締役には、当行の業務執行の適法性確保の観点から、専門家(公認会計士・弁護士)を選任しております。

また、当行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める 観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員68名が業務を執行し、取締役会は主 としてその監督にあたる体制としております(平成17年6月末現在)。

さらに、三井住友フィナンシャルグループが持株会社として、当行の経営管理にあたっております。

(取締役会の運営)

取締役会は原則として月1回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、 業務全般を統括する頭取との分担を図っております。

なお、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっております。

(業務執行)

業務執行については、取締役会において選任された68名の執行役員がこれを担当しております (うち10名は取締役を兼務)。

当行の業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しております。同会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

(経営監視の仕組み)

監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。

当行では、取締役会が株主利益の観点から業務執行を監督するのとは別に、業務執行においても自ら客観的な内部監査を実施すべく、業務ラインから独立した業務監査部門を設置しております。業務監査部門は、業務監査部及び資産監査部で構成されております。平成17年3月末現在の人員は、業務監査部322名(資産監査部との兼務者2名及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部との兼務者7名を含む)、資産監査部48名(業務監査部との兼務者2名を含む)となっております。

業務監査部及び資産監査部は、当行の業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、 内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準等に則った手続により行内各部 に対する内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効 性を検証しております。また、グループ各社に対する監査や各社の内部監査実施状況のモニタリ ングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行っております。これらの結果については、取締役会 及び経営会議に対して定例的に報告を行っております。

また、監査役、業務監査部門及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc.(IIA)) 内部監査人協会とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っている他、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定を行っています。

(会計監査の状況)

当行はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において 業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりでありま す。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 佐藤正典、沼野廣志、髙波博之 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名、会計士補 11名、その他 1名

(コンプライアンス)

当行では、コンプライアンスの確保を重要経営課題と位置づけ、健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、次のようなコンプライアンス体制を整備し、その充実を図っております。

取締役会・経営会議

取締役会・経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連 施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

(CSRへの取組み)

当行は、CSRへの取組みを強化するため、平成17年4月1日付で「CSR委員会」を設置しました。CSR委員会では、経営企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、当行全体のCSR活動に関する事項を協議してまいります。

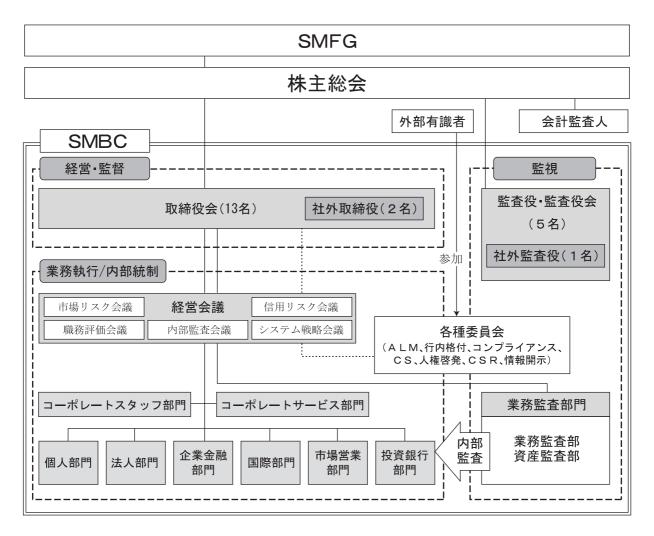
(情報開示)

当行は、適時適切な情報開示を実施するため、平成17年5月2日付で「情報開示委員会」を設置しました。情報開示委員会では、財務企画部担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議してまいります。

(3) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 の概要

社外取締役である山内悦嗣氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である山川洋一郎氏は 弁護士であり、ともに当行との間に特別な利害関係はございません。

社外監査役である大西勝也氏は弁護士であり、当行との間に特別な利害関係はございません。



(4) 役員報酬の内容

当事業年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。 取締役に対する報酬 328百万円

監査役に対する報酬 61百万円

(5) 監査報酬の内容

当行の会計監査人であるあずさ監査法人に対する当行及び連結子会社の報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 358百万円

上記以外の業務に基づく報酬 27百万円